免責許可決定

平成２７年（フ）第７４号

北九州市八幡西区楠橋南１丁目１番７号
破産者　野上エリンダこと　ＮＯＧＡＭＩ　ＥＲＬＩＮＤＡ　ＢＡＴＯＣＴＯＹ
１　決定年月日　平成27年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第７号

沖縄県沖縄市中央２丁目28番１号
清算株式会社　沖縄市アメニティプラン株式会社
１　決定年月日　平成27年５月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第３０１６号

大阪市東淀川区豊新５丁目３番15号
清算株式会社　姫路土地株式会社
１　決定年月日　平成27年５月12日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
１　本協定における用語の定義
⑴　協定債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する特別清算開始の命令があった平成26年12月22日までの原因に基づいて生じた債権及び特別清算手続中に発生する利息・遅延損害金（ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）をいう。
⑵　弁済対象債権
本協定において「弁済対象債権」とは、協定債権のうち、関連会社等債権（⑶で定義する。）を除くものをいい、弁済対象債権を有する協定債権者を「弁済対象債権者」という。各弁済対象債権の清算会社の解散日である平成26年10月25日における額は、別紙１ａ欄記載のとおりである。
⑶　関連会社等債権
本協定において「関連会社等債権」とは、協定債権のうち、別紙２記載の債権者（以下「関連会社等債権者」という。）が有する債権をいう。
⑷　弁済対象債権額
本協定において「弁済対象債権額」とは、弁済対象債権の事業再生計画の基準日である平成25年９月30日（以下「基準日」という。）における額をいい、各弁済対象債権額は、別紙１ｂ欄記載のとおりである。
⑸　保全額
本協定において「保全額」とは、基準日において弁済対象債権に付されていた担保の処分等によって弁済対象債権の弁済に充当された額をいい、各弁済対象債権にかかる保全額は、別紙１ｃ欄記載のとおりである。
⑹　第１回弁済額
本協定において「第１回弁済額」とは、平成26年５月30日に清算株式会社が弁済対象債権の弁済として支払った額の合計額（別紙１ｄ欄記載のとおり。）をいい、各弁済対象債権にかかる第１回弁済額（以下「各第１回弁済額」という。）は、別紙１ｄ欄記載のとおりである。
⑺　最終弁済原資
本協定において「最終弁済原資」とは、最終弁済日に清算株式会社が保有する現預金から最終弁済日後に支出予定の諸経費を控除した額をいう。
⑻　合計弁済率
本協定において「合計弁済率」とは、下記の計算式により得られる割合をいう。
記
（第１回弁済額＋最終弁済原資）÷〔(弁済対象債権額－保全額)の合計額〕
２　弁済場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する預金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。ただし、清算株式会社が別途定める日までに預金口座の指定を行わない協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店において行う。
３　端数処理
協定債権者に対する弁済額を計算する上で生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
４　協定債権の譲渡があった場合の処理
本協定提出日以降に、協定債権の全部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、権利の変更及び弁済の方法等（第３以下に記載）は、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とする。
また、協定債権の一部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とした弁済額を、各協定債権者の債権額の割合により按分（１円未満の端数は、切り捨てる。）して支払う。
第３　協定債権
１　権利変更（免除の内容・免除の効力発生日）
弁済対象債権については、後記２に従った最終弁済が完了したときに、後記２に従った最終弁済にかかる金額を控除した残額全額について、免除を受ける。
２　弁済方法
清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内で清算株式会社が別途指定する日（以下「最終弁済日」という。）に、各弁済対象債権者に対して、下記の計算により得られる金額を支払う（以下「最終弁済」という。）。
記
（各弁済対象債権額－各保全額）×
合計弁済率－各第１回弁済額
清算株式会社は、資産の換価処分が終了した後遅滞なく、弁済対象債権者に対して、換価処分が終了したこと及び最終弁済にかかる金額について、書面により通知を行う。
３　新たな資産が発見された場合の特則
上記２に定める最終弁済を実施した後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価処分し、当該資産の換価処分が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、清算株式会社が別途指定する日に、各弁済対象債権者に対して、当該残額を弁済原資として、弁済対象債権額に応じて按分した金額を支払う。
この場合、上記１に定める債務免除については、上記金額が支払われる限度で、その効力を失うものとする。
第４　関連会社等債権
関連会社等債権については、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（ヒ）第３０１７号

大阪市東淀川区豊新５丁目３番15号
清算株式会社　富士商事株式会社
１　決定年月日　平成27年５月12日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者を除く協定債権者株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行に対し、清算株式会社が保有する現預金から最終弁済日後に支出予定の諸経費を控除した額を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内で清算株式会社が別途指定する日に弁済する。弁済は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の指定する預金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の協定債権額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
３　別紙記載の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部